

5 福薬発第 3 3 5 号  
令和 5 年 1 2 月 2 2 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
会長 原口 亨

**令和 5 年度下期分の福岡県医療機関等物価高騰対策支援金の申請について**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記支援金につきまして、福岡県保健医療介護部より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

県は、医療機関等のうち物価高騰による影響を診療価格等に転嫁できない保険医療機関等（病院、医科・歯科診療所、薬局、助産所、施術所及び歯科技工所）を対象に、電気代（高圧・特別高圧）、都市ガス代、食材費の上昇に対する支援として給付することとしています。

本申請の期限は令和 5 年 1 2 月 2 5 日（月）から令和 6 年 5 月 3 1 日（金）まで（必着）となっております。

ご多忙とは存じますが貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

参考：福岡県ホームページ

○令和 5 年度【下期分】福岡県医療機関等物価高騰対策支援金の申請について

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryo-bukkakoutou-shien.html>

福岡県ホームページ トップページ > 健康・福祉・子育て > 医療 > 医療提供体制 >

令和 5 年度【下期分】 福岡県医療機関等物価高騰対策支援金の申請について

以上

公益社団法人福岡県歯科医師会長  
公益社団法人福岡県薬剤師会長  
公益社団法人福岡県病院協会  
一般社団法人福岡県私設病院協会  
一般社団法人福岡県精神科病院協会  
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部  
一般社団法人福岡県助産師会長  
公益社団法人福岡県鍼灸マッサージ師会長  
公益社団法人福岡県柔道整復師会長  
一般社団法人福岡県歯科技工士会長

殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課)

(薬務課)

令和5年度下期分の福岡県医療機関等物価高騰対策支援金の申請について

平素から、本県の保健医療介護行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、国が行う物価高騰対策（電力・都市ガス事業者への補助）等を踏まえ、なお電力・ガス等料金の顕著な影響が見られる部分について、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、医療機関等へ今年度下期分の支援金を給付することとしました。

標記支援金は、医療機関等のうち物価高騰による影響を診療価格等に転嫁できない保険医療機関等（病院、医科・歯科診療所、薬局、助産所、施術所及び歯科技工所）を対象に、電気代（高圧・特別高圧）、都市ガス代、食材費の上昇に対する支援として給付します。

つきましては、下記事務局で令和5年12月25日（月）から令和6年5月31日（金）まで申請を受け付けますのでお知らせします。

申請方法等については、県ホームページに掲載していますので、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。各施設に対しては、1月中旬に個別に御案内を送付いたします。

なお、本支援金の申請書には申請者の署名又は押印が必要ですので、郵送のみの受付とさせていただきます。

また、対象とならない施設は、申請書の提出は不要であることを申し添えます。

【県ホームページ】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryu-bukkakoutou-shien.html>

【問合せ・提出先】

福岡県医療機関等物価高騰対策支援金事務局

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-1 日本生命博多駅前ビル5F

TEL 092-643-2031 FAX 092-451-0550

## 第2回 (下期分)

# 令和5年度福岡県医療機関等物価高騰対策支援金

※歯科技工所は「歯科技工所への御案内」を御確認ください。

保険診療等を行っている医療機関・薬局等においては、物価高騰による光熱費、食材費等の影響を価格転嫁できないことから、上半期の支援に引き続き下半期分の支援金を給付します。

### 給付額

施設区分に応じた定額を給付します。（支援金の額は上期分と異なります。）

区分	支援金の額
病院・有床診療所	1床当たり8,000円～54,600円
無床診療所（医科・歯科）	4,700円～119,400円
薬局、助産所、施術所	2,300円～75,400円

※供給を受けている電気やガスの種類により支援金の額を決定します。

※医科・歯科診療所、薬局、助産所、施術所については、電気を高圧又は特別高圧で受電している施設、又は都市ガスを使用している施設のみが対象となります。

### 申請期限

支援金の申請書は下記期限までに提出してください。

令和6年5月31日（金）必着

### 申請方法

郵送のみの受付となります。

申請書（署名または押印が必要）に添付書類を添えて下記事務局まで提出してください。

今年度、上期分の支援金の給付を受けた施設で電圧やガスの種類及び振込口座等に変更がない場合は、申請の際の添付書類を省略できます。

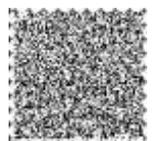
### 留意事項

申請に当たっては以下の事項に御留意ください。上半期分の申請は終了したため受け付けていません。

- 医療機関・薬局は、保険機関コードが必要です。（同一施設で医科と歯科のコードを有している場合は、いずれか一方の申請になります。）
- 国、県、市町村又は一部事務組合等直営の医療機関等は対象になりません。
- 社会福祉施設内の医務室（診療所）は対象になりません。
- 施術所は、受領委任取扱いの登録記号番号又は医療保険（療養費）の対象となる施術を行っていることが確認できる書類が必要です。
- 柔道整復とあはきを併設している施術所は、いずれか一方の申請になります。
- 電気を特別高圧又は高圧で受電する施設は、電気ご使用量のお知らせ等電圧の種類が確認できる書類の写しが必要です。
- ビルなどで特別高圧又は高圧で一括受電した後に受電する施設は特別高圧又は高圧の施設としますが、そのことが確認できる書類の写しが必要です。
- 都市ガスを使用している施設は、そのことがわかるガスご使用量のお知らせ等の写しが必要です。
- 令和6年5月1日以降に新規開設した施設（移転による開設等事業を継承している場合を除く。）は対象になりません。

### お問い合わせ・提出先

福岡県医療機関等物価高騰対策支援金事務局  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-1  
日本生命博多駅前ビル5階  
☎092-600-2031 FAX092-451-0550



音声コード

## 給付額及び提出書類一覧 \*申請前に必ずご確認ください

今年度、上期分の支援金の給付を受けた施設で電圧やガスの種類及び振込口座等に変更がない場合は、申請の際の添付書類を省略できます。

下期分のみを申請する施設は、電気及びガスのご使用量のお知らせ等は令和5年10月分から令和6年4月分のいずれかの月の写しを提出してください。

区分	電気	ガス	給付額	提出書類
病院 有床診療所	特別高圧	都市ガス	54,600円×病床数	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③ガスご使用量のお知らせ等の写し ④振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
		LPガス	53,600円×病床数	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
	高圧	都市ガス	21,300円×病床数	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③ガスご使用量のお知らせ等の写し ④振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
		LPガス	20,300円×病床数	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
	低圧	都市ガス	9,000円×病床数	①申請書 ②ガスご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
		LPガス	8,000円×病床数	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し

※ 上記で算出した給付額と無床診療所の同区分の額を比較し、多い方の額を給付します。

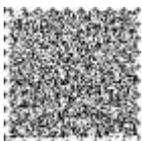
区分	電気	ガス	給付額	提出書類
無床診療所	特別高圧	都市ガス	119,400円/施設	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③ガスご使用量のお知らせ等の写し ④振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
		LPガス	114,700円/施設	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
	高圧	都市ガス	40,700円/施設	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③ガスご使用量のお知らせ等の写し ④振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
		LPガス	36,000円/施設	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
	低圧	都市ガス	4,700円/施設	①申請書 ②ガスご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
	薬局 助産所 施術所	特別高圧	都市ガス	75,400円/施設
LPガス			73,100円/施設	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
高圧		都市ガス	32,400円/施設	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③ガスご使用量のお知らせ等の写し ④振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
		LPガス	30,100円/施設	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
低圧		都市ガス	2,300円/施設	①申請書 ②ガスご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し

※ 病院及び有床診療所の給付額は、入院患者に係る食材費の上昇分への支援を含みます。

※ ガスを使用していない施設(オール電化)は、LPガスの区分の給付額になります。

※ 以下の支援が行われていることから、低圧でLPガスの施設(病院・有床診療所を除く。)は本支援金の給付対象とはなりません。

- ・ 低圧の電気については、国から供給事業者を通じた支援が行われています。
- ・ LPガスについては、県が供給事業者を通じた支援を別途行っています。



音声コード

## 福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県医療機関等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）事業の実施について、必要な事項を定める。

(給付の目的)

第2条 この支援金は、コロナ禍における原油価格・物価高騰による光熱費、食材費等の負担が増える中で、保険診療等を行っている医療機関等は物価高騰の影響を価格転嫁できないことから、医療機関等に対し支援を行い、継続的に必要な地域医療を提供することを目的とする。

(事務の取扱い)

第3条 支援金事業は、福岡県から業務を委託された「福岡県医療機関等物価高騰対策支援事業事務局」（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(給付対象者)

第4条 支援金の給付対象者は、申請日において福岡県内の国、県、市町村又は一部事務組合等直営の施設を除く次の各号の施設（病院又は有床診療所以外の施設で低圧受電施設かつLPガス使用施設を除く。）を開設又は管理する者とする。ただし、令和6年5月1日以降に新規開設した施設（移転による開設等事業を継承している場合を除く。）は対象としない。

- 一 医療法の規定に基づき開設している病院または診療所（往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受けた施設（同一施設で、医科と歯科の指定を受けている場合はいずれか一方。）
- 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設している薬局のうち、健康保険法の規定に基づき保険薬局の指定を受けた施設
- 三 医療法の規定に基づき開設している助産所（出張専門を含む。）のうち、出産育児一時金等の受取代理制度等を導入している施設
- 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下「あはき法」という。）又は柔道整復師法（以下「柔整法」という。）の規定に基づき開設している施術所（出張専門を含む。）のうち、受領委任取扱い施術所の指定を受けた施設又は医療保険（療養費）の対象となる施術等を行っている施設（同一施設で、あはき法と柔整法の開設をしている場合はいずれか一方）
- 五 歯科技工士法の規定に基づき開設している歯科技工所のうち、医療保険の対象となる歯科技工物を作成している施設

(同意事項)

第5条 支援金は、次の各号のいずれにも同意し、申請書に添えて同意した旨を記載した書類を提出したものでなければ支給しない。

- 一 給付対象者の要件を満たしていること
- 二 給付のために提出した書類に虚偽がないこと
- 三 支援金を重複して申請しないこと
- 四 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- 五 虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じること
- 六 個人情報の取扱いに関して、支援金の給付手続きに必要な範囲で事務局と共有することに同意すること

(給付額の算定方法)

第6条 この支援金の額は、別表1の第1欄に定める事業者の区分に応じて第2欄に定める額を給付する。ただし、有床診療所にあつては、算出した額と電圧の種類及びガスの種類が同じ区分の無床診療所の額を比較して多い方の額を給付する。

- 2 別表1第1欄の電圧の種類及びガスの種類は、第4条に規定する施設(以下「給付対象施設」という。)が使用している種類とする。ただし、電圧の種類について、給付対象施設と同一の敷地又は建物において当該対象施設と別の事業者が一括受電し、給付対象施設が供給を受けている場合は、当該一括受電事業者の電圧の種類とすることができる。また、往診のみを行う無床診療所及び出張専門の施設は、低圧受電施設とする。

(申請期間)

第7条 支援金の申請期間は、令和5年12月25日から令和6年5月31日までとする。

(申請手続)

第8条 支援金の給付を受けようとする者は、別表2に定める書類を添えて申請書(様式1、歯科技工所については様式1-2)により書面で申請しなければならない。ただし、令和5年度に改正前の支援金の給付を受けた施設で、その申請区分に変更がない者である場合は、添付書類を省略することができる。

(給付決定の通知)

第9条 前条の規定による支援金の申請があつたときは、事務局はその内容

について審査し、福岡県が適当と認め給付決定を行った後、申請者に対し給付決定の通知を行うものとする。

(給付決定の取消)

第10条 福岡県は、支援金の申請者が、提出書類等に虚偽その他不正の行為があったと認めたときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第11条 福岡県は、前条の規定に基づき支援金の給付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金の給付を行っているときは、支援金を返還させることができる。

2 福岡県は前項に基づき支援金を返還させるときは、次の各号を支援金の申請者に通知する。

- 一 返還すべき支援金の額
- 二 返還期限

(振込不能等の取扱い)

第12条 福岡県が第9条の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、事務局が確認等を求めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、改正後の福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、令和5年度の支援金について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行し、改正後の福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

別表 1 (第 6 条関係)

1 区分			2 給付額
施設	電圧の種類	ガスの種類	
病院 有床診療所	特別高圧	都市ガス	許可病床数 (※) × 54,600 円
		LPガス	許可病床数 (※) × 53,600 円
	高圧	都市ガス	許可病床数 (※) × 21,300 円
		LPガス	許可病床数 (※) × 20,300 円
	低圧	都市ガス	許可病床数 (※) × 9,000 円
		LPガス	許可病床数 (※) × 8,000 円
無床診療所	特別高圧	都市ガス	119,400 円
		LPガス	114,700 円
	高圧	都市ガス	40,700 円
		LPガス	36,000 円
	低圧	都市ガス	4,700 円
薬局 助産所 施術所	特別高圧	都市ガス	75,400 円
		LPガス	73,100 円
	高圧	都市ガス	32,400 円
		LPガス	30,100 円
	低圧	都市ガス	2,300 円
令和 5 年 9 月 30 日以前に 開設した歯科 技工所	高圧	都市ガス	89,200 円
		LPガス	79,500 円
	特別高圧 又は低圧	都市ガス	9,700 円
令和 5 年 10 月 1 日以降に 開設した歯科 技工所	高圧	都市ガス	32,400 円
		LPガス	30,100 円
	特別高圧 又は低圧	都市ガス	2,300 円

※ 令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までのいずれかの時点の許可病床数

別表 2 (第 8 条関係)

全ての申請者	振込先の通帳の写し(預金名義等が確認できるページ)
令和 5 年 3 月 1 日以降に開設した助産所	出産育児一時金等請求のための助産所コード通知の写し
受領委任払いの登録記号番号を有していない施術所	医療保険(療養費)等の対象となる施術を行っていることが確認できる書類の写し
歯科技工所	今年度に歯科技工物の作成又は加工等を行った実績が確認できる書類の写し
特別高圧又は高圧で電気を受電する施設	特別高圧又は高圧で受電している施設であることがわかる書類の写し(ビルなどの商業施設は、一括受電事業者への請求書など。)
都市ガスの使用施設	ガス料金請求書等都市ガスを使用していることがわかる書類の写し

**第2回【下期分】令和5年度 福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付申請書**

申請日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

事業所名

住所又は所在地

代表者氏名

印

(署名または押印)

標記について、次により支援金を給付されるよう関係書類を添えて申請する。

施設名称	
施設所在地	
担当者/連絡先	/

1. 該当する区分に○を記入してください。

<input type="checkbox"/>	①病院、有床診療所	<input type="checkbox"/>	②無床診療所	<input type="checkbox"/>	③薬局
<input type="checkbox"/>	④助産所	<input type="checkbox"/>	⑤施術所（あはき）	<input type="checkbox"/>	⑥施術所（柔整）

2. 保険機関コードを記入してください。

保険機関等コード									
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- ※ 助産所は、出産育児一時金等請求の助産所コードを記入すること。
- ※ 施術所は、受領委任取扱いの登録記号番号を記入すること。
- ※ 登録記号番号の無い施術所は、「9999999999」を記入し、保険施術を行っていることが確認できる書類を添付すること。

3. 申請日時点における許可病床数を記入してください。（病院、有床診療所以外は空欄で可）

許可病床数		床
-------	--	---

4. 該当する電力の受電契約に○を記入してください。

<input type="checkbox"/>	特別高圧	<input type="checkbox"/>	高圧	<input type="checkbox"/>	低圧
--------------------------	------	--------------------------	----	--------------------------	----

- ※上記特別高圧及び高圧の施設には、ビルなどで一括受電した後に当該施設内で受電する施設を含む。
- ※特別高圧または高圧で受電している施設は、そのことがわかる電気料金請求書等を添付すること。
- ※出張のみの施設及び提出された添付書類で特別高圧又は高圧受電施設と判断できない場合は、低圧受電施設とします。

5. 都市ガスを使用している施設は下記に○を記入してください。

<input type="checkbox"/>	都市ガスを使用している。	〔都市ガスを使用していることがわかるガス料金請求書等を添付すること。〕
--------------------------	--------------	-------------------------------------

6. 裏面の同意事項に同意する場合は○を記入してください。

同意事項	<input type="checkbox"/>	<b>【重要】記入がない場合、給付できない場合があります。</b>
------	--------------------------	-----------------------------------

7. 申請額  円

※申請額は裏面を御確認の上、必ずご記入ください。

8. 振込口座情報を入力してください。

金融機関名		金融機関コード				
支店名		支店コード				
預金種類		1: 普通 2: 当座 4: 貯蓄				
口座番号 (左詰め)						
(フリガナ)						
取引口座名						

**【重要】振込先の通帳の写し（取引口座名等が確認できるページ）を添付してください。**

## (同意事項)

次の各事項のいずれにも同意した者でなければ支援金を交付しない。

- ① 給付対象者の要件を満たしていること
- ② 給付のために提出した書類に虚偽がないこと
- ③ 支援金を重複して申請しないこと

福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来に

- ④ わたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- ⑤ 虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じること
- ⑥ 本支援金の給付手続きに必要な範囲で、県が、本支援金給付業務を委託する事業者と個人情報を含む申請者の情報を共有すること

## 給付額及び添付書類一覧表

添付書類：①振込先通帳の写し

②電気ご使用量のお知らせ等の写し

③ガスご使用量のお知らせ等の写し

※ 今年度、上期分の支援金の給付を受けた施設で電気やガスの種類及び振込口座等に変更がない場合は、申請の際の添付書類を省略できます。

※ 電気及びガスのご使用量のお知らせ等は令和5年10月分から令和6年4月分のいずれかの月の写しを提出してください。

区分	電気	ガス	給付額	添付書類
病院 有床診療所	特別高圧	都市ガス	54,600円 × 病床数	①、②、③
		LPガス	53,600円 × 病床数	①、②
	高圧	都市ガス	21,300円 × 病床数	①、②、③
		LPガス	20,300円 × 病床数	①、②
	低圧	都市ガス	9,000円 × 病床数	①、③
		LPガス	8,000円 × 病床数	①

※ 上記で算出した額が無床診療所の額よりも低い場合は無床診療所の額を支給します。

区分	電気	ガス	給付額	ガス
無床診療所	特別高圧	都市ガス	119,400円/施設	①、②、③
		LPガス	114,700円/施設	①、②
	高圧	都市ガス	40,700円/施設	①、②、③
		LPガス	36,000円/施設	①、②
低圧	都市ガス	4,700円/施設	①、③	
薬局 助産所 施術所	特別高圧	都市ガス	75,400円/施設	①、②、③
		LPガス	73,100円/施設	①、②
	高圧	都市ガス	32,400円/施設	①、②、③
		LPガス	30,100円/施設	①、②
	低圧	都市ガス	2,300円/施設	①、③

※ 病院及び有床診療所の給付額は、入院患者に係る食材費の上昇分への支援を含みます。

※ ガスを使用していない施設（オール電化）は、LPガスの区分の給付額になります。

※ 以下の支援が行われていることから、低圧でLPガスの施設（病院・有床診療所を除く。）は本支援金の給付対象とはなりません。

・ 低圧の電気については、国から供給事業者を通じた支援が行われています。

・ LPガスについては、県が供給事業者を通じた支援を別途行っています。